

議 案 第 6 3 号

新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の
一部を改正する条例

新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例（平成 3 0 年
条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「令和 8 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に、「償却資
産」を「償却資産（所得税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 6 号）第 6 条第 1 号から第 3
号まで又は法人税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 7 号）第 1 3 条第 1 号から第 3 号まで
に掲げるものに限る。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

固定資産税の特例措置の適用を受ける地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認
定の期限を延長する等のため、本案を提出する。